

奈良県告示第四百六十七号

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成二十一年三月奈良県条例第五十号）第三十条第一項の規定により、特定希少野生動植物ヒメタイコウチ保護管理事業計画を定めたので、同条第四項の規定によりその概要を告示し、当該保護管理事業計画を奈良県くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課において一般の閲覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 対象とする種

ヒメタイコウチ

二 事業の目標

希少野生動植物保護巡視団体等による生息地の管理及び生息域外保全に対する支援を行い、並びに後継者の育成及び後継団体の設立の模索を行う。

三 事業を行う区域

県内の本種が生育する地域

四 事業の内容

事業計画は、次のとおりとする。

1 生息地の巡視

希少野生動植物保護巡視団体等による定期的な巡視及び巡視活動への支援

2 生息地の保全

保全対策への指導、人為的干渉による生息環境の維持及び地域住民による生息地保全への配慮の推進

3 生息域外保全の維持

後継団体の設立の模索、飼育技術の定期的な記録及び整理並びに専門機関への委託等の検討

4 協働・啓発活動

後継団体との協働作業の模索及び地域住民に対する普及啓発の推進